

地 基 経 第 2 1 号  
平成26年3月31日

地方公務員災害補償基金  
各支部事務長 殿

地方公務員災害補償基金  
経 理 課 長  
(公 印 省 略)

基金における源泉所得税等の一時預り金の取扱いについて

基金の経理については、地方公務員災害補償法施行規則第6条で定めるとおり、「財産の増減及び異動並びに収益及び費用を正規の簿記の原則に従って経理しなければならない」とされているところですが、従来、所得税の源泉徴収等の一時預かりの際に使用していた「仮受金」については、本来、所属科目又は金額の未確定要素を有している内容を整理するための科目であることから、財務諸表の表示内容の正確性を確保するため、平成26年4月1日以降に発生する一時預かり金の取扱いについては、別紙のとおり「預り金」勘定と「仮受金」勘定との区分を明確にすることといたしましたので、今後の経理処理において遺漏のなきようよろしくお願いします。

1 「預り金」勘定を使用する事項

- ① 源泉所得税の一時預かり
- ② 住民税の一時預かり
- ③ 厚生年金保険料、社会保険料等の本人負担分の一時預かり
- ④ その他所属科目又は金額が確定している預り金

2 「仮受金」勘定を使用する事項

- ① 地方公共団体その他個人又は法人等からの所属科目が不明の入金の一時預かり
- ② 所属科目が明確であるものの債権債務関係が確定していない入金の一時預かり

3 「仮受金」勘定を使用する場合の具体的な取扱いについては、従来の仮受金の取扱いと同じ。

4 「預り金」勘定については、平成26年4月1日以降に発生する取引から使用すること。なお、3月31日以前に仮受金で受け入れているものの4月1日以降の支払等の取扱いについては、従前のおり仮受金を使用すること。

5 仕訳例

① 4月16日に非常勤職員賃金から所得税源泉分3,000円を受け入れ、5月10日に税務署に支払った。

従来) 受入時 【振替伝票】 4/16 (支部経費)賃金 3,000 / 仮受金 3,000  
支払時 【支出伝票】 5/10 仮受金 3,000 / 普通預金 3,000

今後) 受入時 【振替伝票】 4/16 (支部経費)賃金 3,000 / 預り金(所得税) 3,000  
支払時 【支出伝票】 5/10 預り金(所得税) 3,000 / 普通預金 3,000

② 4月20日に普通預金に個人から300円の入金があり、4月23日に当該個人から個人情報開示請求書及び手数料300円を振り込んだ証明書が郵送されてきた。

受入時 【収入伝票】 4/20 普通預金 300 / 仮受金 300  
債権確定時 【振替伝票】 4/23 仮受金 300 / (利益)雑入 300

③ 4月25日に●●市から400,000円の入金があったが、内容が不明なため●●市に確認したところ、誤入金であることが判明したため、4月30日付で●●市に返金した。

受入時 【収入伝票】 4/25 普通預金 400,000 / 仮受金 400,000  
返金時 【支出伝票】 4/30 仮受金 400,000 / 普通預金 400,000